

## 宗谷総合振興局管内河川減災対策協議会規約について

- 宗谷総合振興局管内河川減災対策協議会（以下「当協議会」という。）規約決定までの流れ
  - 1 平成 29 年 3 月 15 日 管内 10 市町村担当者への説明会で規約案を提示
  - 2 平成 29 年 6 月 7 日 各構成団体に規約案の同意について照会
  - 3 平成 29 年 6 月 22 日 各構成団体からの同意を得て規約決定
  
- 水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年 6 月 19 日施行）
 

近年、全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化していることに対応し、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するため、多様な関係者の連携体制の構築と既存資源の最大活用を図ることを目的として制定。

## 大規模氾濫減災協議会制度の創設

- ・ 国及び都道府県知事は、多様な関係者が連携して大規模氾濫に対する減災対策をハード・ソフト両面から総合的・一体的に推進するため、洪水予報河川・水位周知河川について、大規模氾濫減災協議会を組織（国協議会は必置、都道府県協議会は任意設置）。
- ・ 大規模氾濫減災協議会では、「水害対応タイムライン」の作成・点検、ICT を活用した災害情報の共有強化等について協議。協議結果には尊重義務。

「水防法等の一部を改正する法律」に関する説明会（平成 29 年 6 月 12 日）資料より

- ① 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき設置する協議会を法律上の「大規模氾濫減災協議会」に位置づけ、水防法に基づき組織された協議会であることを規約に記載する。
- ② 協議会の構成員
  - 必須構成員～都道府県、市町村、水防管理者、河川管理者、気象台  
(法第 15 条の 10 第 2 項第 1 号～第 5 号)
  - 任意構成員～近隣市町村、警察、消防、自衛隊、民間事業者等  
(法第 15 条の 10 第 2 項第 6 号)

- 当協議会規約の改正
  - 1 目的（第 2 条）
 

別紙のとおり改正する
  
- 当協議会構成員の追加

## 宗谷総合振興局管内河川減災対策協議会規約の一部改正（案）

## 1 改正理由

当協議会を水防法第十五条の十に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会と位置づけるため

## 2 改正案

新	旧
<p>(目 的)</p> <p>第2条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、クサナル川水系外16水系（別表1に掲げる水系）の宗谷総合振興局が管理する二級河川における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とし、<u>水防法第十五条の十に基づき組織するものである。</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、クサナル川水系外16水系（別表1に掲げる水系）の宗谷総合振興局が管理する二級河川における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。</p>

水防法等の一部を改正する法律（公布：平成 29 年 5 月 19 日、施行：平成 29 年 6 月 19 日）

（大規模氾濫減災協議会）

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
  - 一 国土交通大臣
  - 二 当該河川の存する都道府県の知事
  - 三 当該河川の存する市町村の長
  - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
  - 五 当該河川の河川管理者
  - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
  - 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

（都道府県大規模氾濫減災協議会）

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

- 2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
  - 一 当該都道府県知事
  - 二 当該河川の存する市町村の長
  - 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
  - 四 当該河川の河川管理者
  - 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
  - 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。